

# たばこ市民マナー向上エリア制度 活動団体募集案内

路上喫煙マナーの向上に向けて、  
あなたも一緒に取り組みませんか？

募集中!



「たばこ市民マナー向上エリア制度」って？

市民・事業者のみなさんが自主的に、道路、広場、公園その他の公共の場所で路上喫煙防止活動に取り組んでいただき、その活動に大阪市が支援及び協働することにより、地域社会における喫煙マナーの意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める取組です。

# 応募方法・その後の流れ

①応募を検討される団体は、下の応募資格を確認してください。

- ・路上喫煙の防止に取り組もうとする市民・事業者団体で活動エリアに所在、または頻繁に利用する団体であること。
- ・路上喫煙の防止活動を行う者が10人以上であること。
- ・代表者・世話人等を選出し、随時本市との連絡調整と活動報告等の必要な書類を作成できること。

②応募を検討される団体は、下の内容をご検討ください。

**活動内容・活動したいエリア・活動計画など**

③応募される団体は、大阪市環境局事業管理課までご連絡いただき、お渡しする申込書類に必要事項を記入してご提出をお願いします。

- ・申込書類は本市ホームページからもダウンロードできます。

④申込書類をもとに、直近の路上喫煙対策委員会での承認後、協定を締結します。

## 活動団体報告事例

のぼりによる日常的な街頭啓発  
啓発物品の配布  
啓発ポスターの掲示  
環境事業センター職員の派遣



アカンずきんの出張も!

物品の作成及び提供などは  
大阪市が支援します♪

お問い合わせはこちら

大阪市 環境局 事業部 事業管理課

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 13 階

TEL 06-6630-3228 FAX 06-6630-3581